

入札説明書（一般競争入札）

会津地域労働基準監督署及び公共職業安定所照明設備改修工事にかかる入札公告（工事）に基づく一般競争入札等については、この入札説明書による。

また、この入札説明書はこの業務委託に関し、会計法、その他関係法令及び本件業務委託に係る入札公告に定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 公告日 令和8年5月22日（金）

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 福島労働局総務部長

3. 担当部局

〒960-8112 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階
福島労働局総務部 総務課 会計第二係 電話 024-536-0077

4. 工事概要

(1) 工事名 会津地域労働基準監督署及び公共職業安定所照明設備改修工事

(2) 工事場所 会津若松市城前2番10号（会津労働基準監督署）

会津若松市西栄町2-23（会津若松公共職業安定所）

南会津郡南会津町田島字行司12（会津若松公共職業安定所南会津出張所）

(3) 工事内容 照明設備改修工事

- ・照明設備交換作業
- ・既存照明蛍光灯及び器具処分
- ・その他上記作業に付随する工事

(4) 工期 令和8年7月1日（水）から令和9年2月12日（金）まで

(5) 本工事は提出資料、入札を電子調達システムで行う。

ただし、以下の点に留意すること。

- ① 当初より、電子入札によりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
- ② 以下、本説明において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものとする。

5. 競争参加資格

- (1). 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2). 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3). 令和 7、8 年度厚生労働省一般競争参加資格者（全省統一資格）において「東北地域」の「建築一式工事」又は「電気工事」で「C」又は「D」等級に格付けされているものであること。（会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房会計課長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (4). 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5). 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6). 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7). 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。
※労働基準関係法令については以下のとおり。
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (8). 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (9). その他予算決算及び会計令第 73 条に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有するものであること。
- (10). 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 5. (3). の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (11). 福島県内に本店、支店又は営業所が存在すること。
- (12). 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと。（直近 2 年間の労働保険料の未納、認定決定がないこと。）
- (13). 労働保険料の申告書未提出による認定決定を受けていないこと。（直近 2 年

間の労働保険料の未納、認定決定がないこと。)

- (14). 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間の保険料について滞納がないこと。
- ア) 厚生年金保険 イ) 健康保険 (全国健康保険協会が管掌するもの)
ウ) 船員保険 エ) 国民年金
- (15). 平成23年4月以降、延べ床面積500㎡以上の建築物の照明設備新設工事又は照明設備改修工事を実施した実績があること。
- (16). 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
- ・1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士(建築)、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士の資格を有する者であり、資格者証等を提出できる者であること。
 - ・平成23年4月以降に上記5.(15).に掲げる工事の経験を有する者であること。

6. 競争参加資格の確認等

- (1). 本競争の参加希望者は、上記5.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、資格審査結果通知書の写し(以下「通知書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、紙入札による場合は、**別紙1**及び**別紙2**をあわせて提出し、発注者の承諾を得ること。

また、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間

令和8年5月23日(土)から令和8年6月5日(金)
17時15分まで。

②紙入札の場合における提出場所

上記3.に同じ。(土曜、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から17時15分まで。)

③提出方法

- (ア)通知書及び資料の提出は、電子調達システムにより受付を行う。
(イ)(ア)によりがたく、紙入札の場合には上記3.に持参または郵送(配達記録が残るものに限る。)すること。電送(ファクシミリ・メール等)によるものは一切受け付けない。

(ウ)理由の如何を問わず、提出書類のいずれかが提出期限内に労働局まで届かなかった場合は、入札に参加することができない。

(エ)提出した書類の引替、変更または取消を行うことは認められない。

(2). 提出書類

- 資格審査結果通知書（写）
- 別紙2「事業所情報」
- 別紙3「誓約書」
- 別紙4「自己申告書」
- 別紙5「保険料納付に係る申立書」
- 別紙6「労働保険番号・同種又は類似の工事の施工実績」
- 別紙7「監理技術者又は主任技術者の資格・工事経験等」

上記5. (16). に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況を **別紙7** に記載するとともに、資格を有することが判断できる免許証等の写しを添付すること。この場合においては配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、工事の経験状況を記載することもできる。

(紙入札の場合)

- 別紙1「電子入札案件の紙入札方式での参加について」

- (3). 競争参加資格の確認は、通知書及び資料の提出期限をもって行うものとし、その結果は、令和8年6月9日(火)までに通知する。
なお、間に合わない場合は、事前に電話で連絡することとする。

(4). その他

- ①通知書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②支出負担行為担当官は、提出された通知書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者の許可なく無断で使用しない。
- ③提出された通知書及び資料は、返却しない。
- ④提出期限以降における通知書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤通知書及び資料に関する問い合わせ先 上記3. に同じ
- ⑥電子調達システムによる通知書及び資料の提出は、PDFファイルとする。なお、通知書及び資料が1つのファイルにまとまらない場合は、それぞれをPDFファイルとして提出して差し支えない。ファイル容量は1MB以内で作成を行う。

7. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1). 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ①提出期間：令和8年6月11日（木）まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から17時15分まで。）
- ②提出場所：上記3. に同じ。
- ③提出方法：持参又は郵送することにより書面（紙）にて提出すること。ただし、電送（ファクシミリ・メール）によるものは受け付けない。
- (2). 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、
令和8年6月16日（火）まで
に説明を求めた者に対し書面（紙）により回答する。

8. 入札説明書に対する質問

- (1). この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
- ①提出期間：令和8年5月23日（土）から令和8年6月5日（金）まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から17時15分まで。）
- ②提出場所：上記3. に同じ。
- ③提出方法：書面（紙）を持参又は郵送することにより提出すること。ただし、電送（ファクシミリ・メール）によるものは受け付けない。
- (2). (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ①期間：令和8年5月23日（土）から令和8年6月17日（水）まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から17時15分まで。）
- ②場所：上記3. に同じ。

9. 現場説明会の実施の有無 “無”

10. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1). 入札は、電子調達システムにより提出、あるいは紙により提出すること。
- ①電子調達システムでの入札書受付開始日及び締切日時
開始日：令和8年6月17日（水）
締切日時：令和8年6月18日（木）13時30分
- ②紙入札での入札日時及び場所
日時：令和8年6月18日（木）13時30分

場所：福島市花園町 5-46 福島地方第二合同庁舎 4 階 小会議室 1

提出する入札書の様式は別紙 9 とする。

※紙入札方式の場合、提出する場合は封筒に入れ、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、あて名(支出負担行為担当官福島労働局総務部長あて)及び「令和 8 年 6 月 18 日開札 [会津地域労働基準監督署及び公共職業安定所照明設備改修工事] 入札書在中」と朱記しなければならない。

(2). 開札の日時及び場所

日時：令和 8 年 6 月 18 日 (木) 13 時 35 分～

場所：電子調達システム 及び

福島市花園町 5-46

福島地方第二合同庁舎 4 階 小会議室 1 にて行う。

11. 入札方法等

落札者の決定は、**最低価格落札方式**をもって行う。

(1). 入札者は、調達件名の価格のほか、業務の履行に関する一切の諸経費を含めて契約金額を見積もることとする。

(2). 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業所であるか免税事業所であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(3). 入札を行うにあたり、入札書に記載される入札金額に対応した当該工事費内訳書を入札書と一緒に提出すること。ただし、再度入札の際には、工事費内訳書の提出は不要とする。

工事費内訳書の内容は、「数量調書」を参考に工事種目及び各工事種目に対する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したもの（配賦された様式）とする。

また、工事費内訳書には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則第 1 条で規定している適正な施工を確保するために不可欠な経費を必ず記載すること。

なお、「数量調書」は予定価格の基となる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなど加工・編集を施したものを提供するものであり、工事請負契約書第 1 条に定める設計図書ではなく、参考資料（参考数量）として取り扱うこととし、請負契約上の権利、義務を生じさせるものではない。

また、「数量調書」に記載されている数量そのものの差異等に係る質問については、入札説明書に対する質問と区別し、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す数量積算書等の根拠資料等も合わせて提出すること。

- (4) 代理人の紙入札による場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、入札時に**別紙 8**を提出すること。

また、代理人は開札日に代理人本人の使用印鑑を持参すること。入札者又はその代理人は、本件工事に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

第 1 回目の入札が不調となった場合、再度入札を行うが、その回数は原則として 2 回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 “免除”
- (2) 契約保証金 “免除”

13. 開札

(1). 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合は、立ち会いは不要であるが、入札者は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(2). 紙入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとする時は、入札関係職員の求めに応じ、入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

(3). 郵送の場合（配達記録が残るものに限る。）

- ① 上記 10. (1). の開札日までに提出すること。開札時刻以降に提出されたものは不参加とする。

【提出場所】 〒960-8112 福島市花園町 5-46 福島第二地方合同庁舎 4 階
福島労働局総務部総務課 会計第二係

② 入札書は封筒に入れ入札件名、氏名、何回目の入札書であることを明記すること。また、入札書を郵送により提出する場合については二重封筒とし、郵送用の外封筒には「(入札件名) 入札書在中」の旨朱書きをすること。また、

内封筒には入札件名と氏名を記入したものを提出し、かつ、同期限までに上記 3 の提出場所へ連絡し到着したことを確認すること。

③再度入札になる可能性があることも考慮し、必要に応じて入札書は複数枚提出すること。また、入札書には必要事項の他、何回目の入札であるかを必ず明記すること。

14. 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、上記証明書類と合わせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

15. 入札の無効

(1). 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、上記 5. に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(2). 上記 14. の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(3). 談合が認められた場合の入札は無効とし、落札の場合は取り消すことがある。

(4). 入札書提出の際に入札金額の内訳を記載した工事費内訳書の提出がない場合及び内容に不備（例：入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）があった場合は、原則として当該入札書を提出した者の入札は無効とする。

16. 落札者の決定方法

(1). 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。

①落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予決令第 86 条に規定する調査（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。）

②その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる場合

(2). 落札者が決定した時は、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を電子調達システムの開札結果の通知書又は電話等により通知するとともに福島労働局のホームページにおいて公表する。

17. 手続きにおける交渉の有無 “無”

18. 契約書作成の要否 “要”

入札を執行し、契約の相手方を決定した時は遅滞なく契約書を取り交わすものとし、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付する。また、原則として契約書の締結は電子契約によること。

19. 支払

支払は工事完了後に福島労働局の職員が検査を実施し、仕様書等のおりであることを確認し、竣工図書の提出後、適正な請求書を受領した日から 40 日以内に支払う。

20. 真正性の確保

(1). 担当者等から提出された契約関係書類については、事業者としての決定であること。

(2). 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

21. その他

(1). 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2). 通知書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3). 電子調達システムのホームページアドレスは下記のとおりとする。

ホームページアドレス <https://www.p-portal.go.jp/>

- (4). 電子調達システムはシステムメンテナンス時間を除き 24 時間 365 日稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、電子調達システムホームページの「お知らせ」で公開する。
- (5). システムの操作マニュアルは、電子調達システムホームページの「操作マニュアル」を参照すること。
- (6). 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子調達システムヘルプデスク
0570-000-683(ナビダイヤル) / 03-4332-7803(IP 電話等利用の場合)
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記 3. へ連絡すること。
- (7). 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受けられる場合がある。
- (8). 第 1 回目の入札が不調となった場合、引き続き再度入札に移行する。入札の時間については、電子入札、紙が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から 30 分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (9). 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじへの移行をする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係がない当局職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。
- (10). 電子調達システムの利用の有無にかかわらず、落札者・不落札者ともに業者名・落札価格等の落札結果を電子調達システムに公表する。
- (11). 入札の参加前に現地調査を行いたい場合は、上記 3. に連絡し許可を得てから行えるものとする。
- (12). 入札参加者は、入札書の提出 (GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む) をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。